

案件

小児初期救急医療の充実及び医師の確保に向けた 「北河内こども夜間救急センター」の診療時間の延長について

健康福祉政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

「北河内こども夜間救急センター」は、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市の北河内7市により、軽症患者を診療する「北河内夜間救急センター」として、昭和55年に寝屋川市で診療を開始しました。平成19年に診療科目を小児科に特化し、平成22年11月には、設置場所を枚方市立保健センター内に移設するとともに、それまで21時から0時30分であった診療時間を21時から翌朝6時までに延長しました。また、令和3年9月には、市立ひらかた病院に隣接して新規開設された「枚方市医師会館」に移設し、名称を「北河内こども夜間救急センター」に変更するなど、小児救急医療体制の確保・充実に取り組んできました。

今般、北河内7市や医師会、大学病院等との協議を踏まえ、北河内医療圏域の小児初期医療のさらなる充実及び診療体制の確保を図るものです。

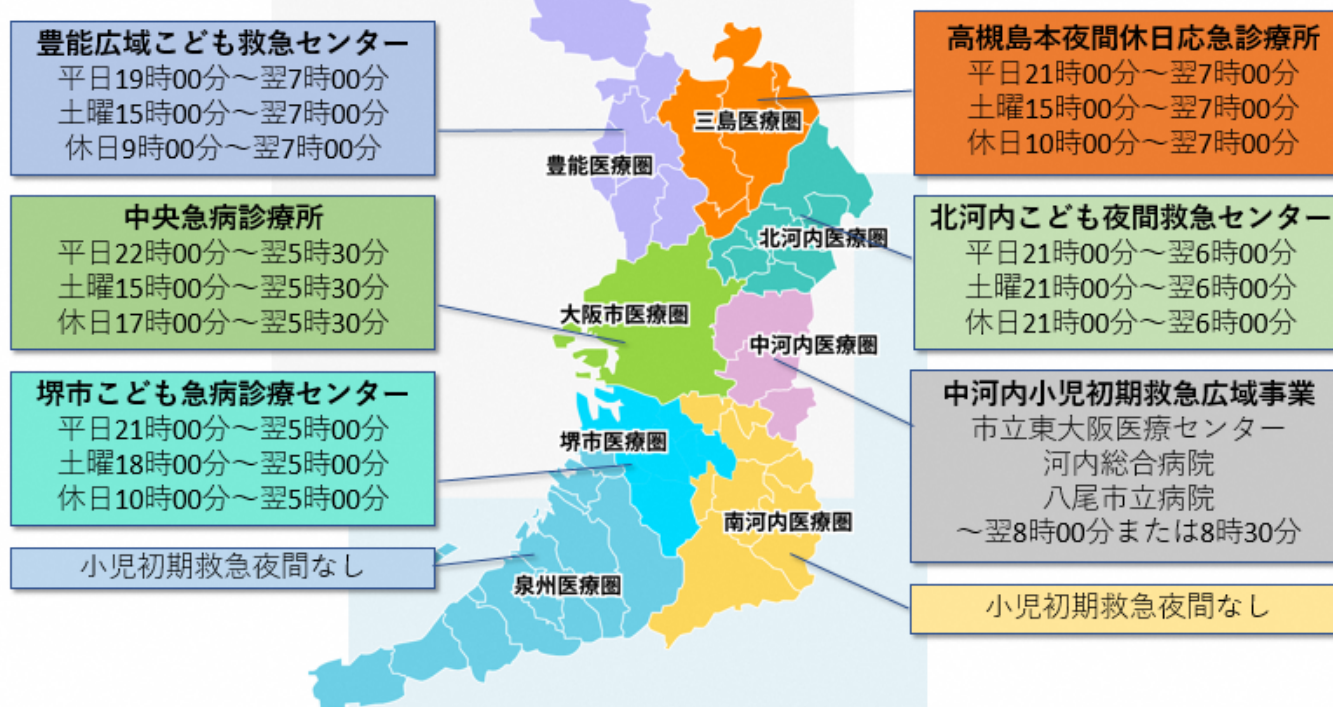
2. 内容

(1) 北河内医療圏域の小児初期医療の現状及び診療体制確保の必要性について

①北河内圏域近隣の小児初期救急医療の現状

大阪府内の各医療圏の小児初期救急医療体制としましては、各圏域で運営体制の違いや、それに基づく診療時間の違いは様々ですが、北河内医療圏と近接する「豊能広域こども救急センター」「高槻島本夜間休日応急診療所」については、午前7時までの診療となっています。

大阪府内小児初期救急診療時間



②「北河内こども夜間救急センター」の医師出務状況

「北河内こども夜間救急センター」では、安定した出務体制を確保するため、ほとんどの出務を、多くの医師の確保が可能な「関西医科大学」と「大阪医科薬科大学」からの派遣医師に担ってもらっています。

■現在の北河内こども夜間救急センターの出務体制

曜日	出務医師	看護師・薬剤師・医療事務
月曜日	関西医科大学	看護師 2 ・ 薬剤師 1 ・ 医療事務 2
火曜日	大阪医科薬科大学	看護師 2 ・ 薬剤師 1 ・ 医療事務 2
水曜日	大阪医科薬科大学	看護師 2 ・ 薬剤師 1 ・ 医療事務 2
木曜日	関西医科大学	看護師 2 ・ 薬剤師 1 ・ 医療事務 2
金曜日	大阪医科薬科大学	看護師 2 ・ 薬剤師 1 ・ 医療事務 2
土曜日	公募医師 河北医師会連合※	看護師 3 ・ 薬剤師 1.5 ・ 医療事務 2
日曜日	公募医師 関西医科大学	看護師 3 ・ 薬剤師 1.5 ・ 医療事務 2

※第 2 土曜のみ関西医科大学と大阪医科薬科大学で交互に出務

③医師の働き方改革に対する診療体制確保の必要性

ア) 医師の働き方改革について

平成30年(2018年)7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、勤務医に対する時間外労働規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されました。

改革のポイント

- 時間外労働の上限規制(原則時間外 年960時間 月100時間未満)
- 医療機関勤務環境評価センターの設置
- 追加的健康確保措置

法改正により義務化

- 1 連続勤務時間制限28時間
- 2 **勤務間インターバル9時間**(終業時刻から次の始業時刻までの休息时间)
- 3 代償休息(休息时间にやむを得ず従事した労働時間と同じ時間の休息时间)

イ) 宿日直許可について

労働基準法では、労働基準監督署長による「宿日直許可」を受けた医療機関については、許可された時間を労働時間規制の適用から除外する「宿日直許可制度」※¹について規定しています。「北河内こども夜間救急センター」についても、既に令和6年3月25日付けで宿日直許可を取得していますが、診療開始時間の21時～22時については患者数が多いため許可の対象とならないことから、許可された時間は22時から翌日6時までの8時間となっており、義務化されている前頁²に示している9時間の勤務間インターバル※²を満たせていません。

医師派遣に協力いただいている大学病院からは、通常勤務へ支障が出る医師派遣には協力が難しく、9時間の宿日直許可の取得を早急に実施してほしいとの要望が出されており、これを満たせない場合は、診療体制の確保が難しい状況になります。

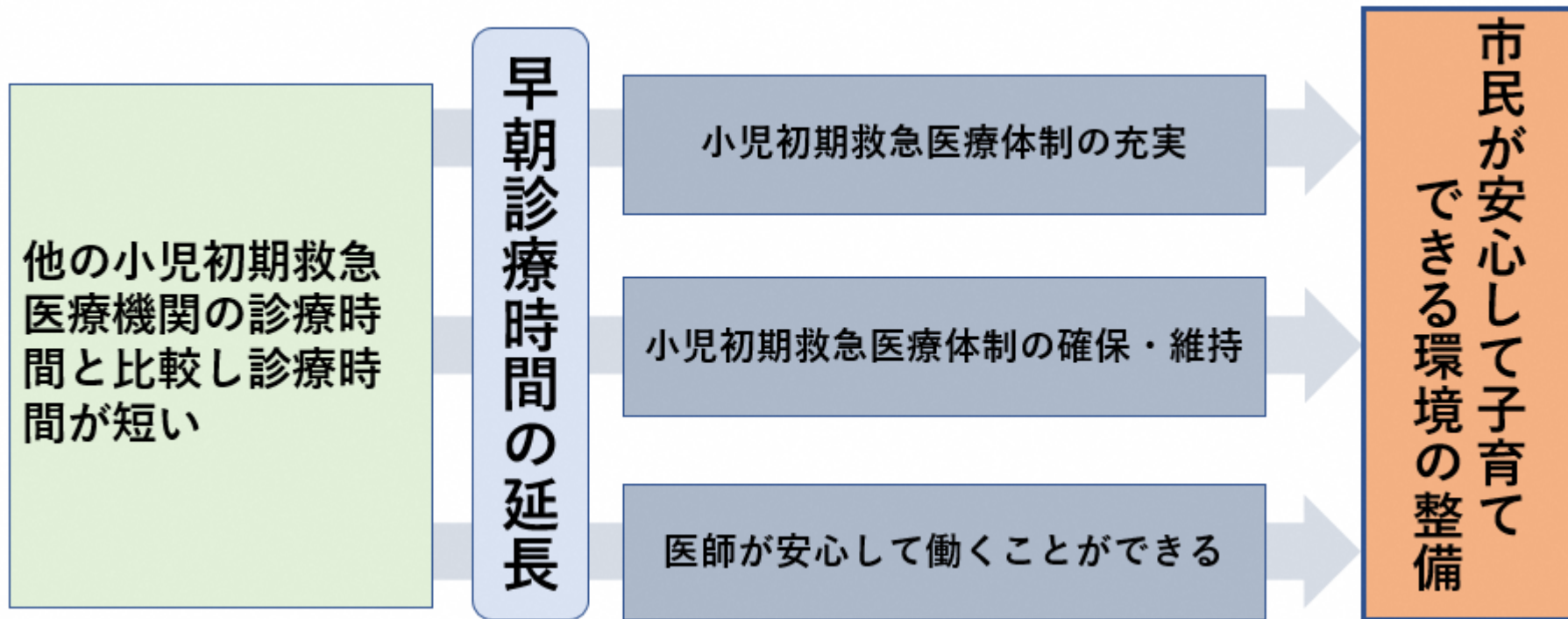


※1 常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務（基本的に当直室で待機するだけの比較的ゆったりとした勤務）については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外とするもの。

※2 勤務終了後、翌日勤務までの間に一定時間の休息时间（インターバル）を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなされる。

(2) 小児初期救急医療の充実と診療体制の確保について

上記(1)を踏まえ、「北河内こども夜間救急センター」の診療時間を1時間延長し、21時から翌朝7時までにするるとともに、診療時間の延長に合わせ、労働基準監督署長による「9時間」の宿日直許可を受けることで、労働基準法改正による勤務間インターバルにも対応し、安定した診療体制の確保に努めることで、市民が安心して子育てできる環境の整備を図ります。



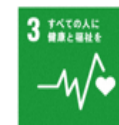
3. 実施時期等

令和6年6月	市民福祉委員協議会へ報告
7月から	北河内7市、各市医師会・薬剤師会、大学病院等との調整 市民等への周知
9月1日	診療時間の延長開始
10月中旬	出務実績を集計し、9時間の宿日直許可申請予定
11月以降	9時間（22時～翌朝7時）の宿日直許可取得予定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標	健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標6	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち



5. 事業費・財源及びコスト

令和6年度における診療時間延長に伴う経費の増加分は、診療収入の増、及び契約内容の見直しによる財源の捻出により確保します。

【令和6年度当初予算】

《事業費》

<u>北河内こども夜間救急センター運営費負担金</u>	134,200 千円
（支出内訳）・令和6年度枚方市負担金	69,200 千円
・令和6年度診療収入	65,000 千円

《財 源》

一般財源

診療収入は枚方市一般会計で収受し、北河内夜間救急センター協議会へ支出。

※北河内夜間救急センター協議会は、北河内7市(守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・交野市)の負担金と診療収入により運営しています。